

真鶴町お林保全協議会規約

(目的)

第1条 真鶴半島先端に豊かに生い茂る魚つき保安林であるお林を未来に引き継ぐことを目的とし、住民、行政、関係機関・団体、事業者や企業の力を結集し、お林を保全し、新しい価値を創出するために協議会を設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、「真鶴町お林保全協議会」（以下、「協議会」という）と称する。

(所掌事項)

第3条 協議会は下記の事項について協議を行い、協議会構成員は協議にて決定した事項について尊重するものとする。

- (1) お林の保全に関する事項
- (2) お林の利活用に関する事項
- (3) その他、協議会が必要と認めた事項

(委員)

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 真鶴町長
- (2) 関係行政機関
- (3) 公募住民
- (4) 本活動に関係する団体・事業者等
- (5) 本活動に参加する法人
- (6) 町長が指定する者

2 協議会に、会長の承認によりオブザーバーを置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名、副会長を1名置く。

- 2 会長は真鶴町長とし、副会長は会長の指名により選任する。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代理する。

(退会)

第6条 委員は、運営事務局に連絡のうえ、協議会の合意を得て退会することができる。

(解任)

第7条 協議会は、協議会若しくは他の委員の名誉を傷つけ又は委員としてあるまじき行為があつた委員を、協議会の過半数の同意を得て、解任することができる。又協議会は、解任に際し、解任すべき委員に対し、弁明の機会を与えることができる。

(協議会の会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長がこれを行う。

3 会長は、協議会の会議に際して、識見を有する者等の意見を聴取する必要があると認めるとき又は協議会の会議に出席する委員の過半数から申し出があつたときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

4 協議会の議事は、委員の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数で決定する。

(作業部会)

第9条 会長が必要があると認めるとき又は委員の発議があつたときは、協議会の過半数の合意を得て、作業部会（以下「部会」という）を設置することができる。

2 部会の委員は、協議会に参加するものから、協議会の過半数の合意を得て、会長が選任する。

3 部会は、必要に応じて専門的知見を有する者等の意見を聴取することができる。

4 部会は、協議会の会議とは別に専門的事項について審議し、その結果を協議会に報告する。

5 部会に関し必要な事項は、協議会の過半数の合意を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を設け、真鶴町産業観光課とする。事務局は協議会の運営全般に関する業務を行う。

(監事)

第11条 協議会に毎年度協議会の決算を監査するために監事1名を置く。

2 監事は、委員の中から会長が選任する。

(委任)

第12条 この規約に規定するものの他、必要な事項は、協議会の過半数の合意を得て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

お林保全協議会委員構成

(委員)

第 4 条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

①	1 号委員	町長	真鶴町長 (会長)	宇賀一章
②	2 号委員	関係行政機関	総務課長	細田政広
③			まちづくり課長	菅野文人
④			教育課長	岩本幹彦
⑤	3 号委員	公募住民	—	山田進
⑥			—	近藤準
⑦			—	福田大志
⑧	4 号委員	本活動に関する 団体・事業者等	真鶴町商工会	事務局長 山崎良一
⑨			一般社団法人 真鶴町観光協会 (監事)	事務局長 有澤敏勝
⑩			真鶴町漁業協同組合	代表理事組合長 青木勇
⑪			35 年会	代表 草柳昭
⑫			遠藤貝類博物館 サポーターズ	代表 刀称由美子
⑬	5 号委員	本活動に参加する 法人	特定非営利法人 ディスカバールー	代表 水井涼太
⑭	6 号委員	町長が指定する者	自治会連合会 (副会長)	副会長 伴野芳久

事務局は、産業観光課に置く。

事務局長 五十嵐徹也 (産業観光課長)

2 協議会に、会長の承認によりオブザーバーを置くことができる。

①森林総合研究所

②中岡茂氏

③生命の星・地球博物館

④県自然環境保全課